



受大監第26号
令和5年8月24日

大山町長 竹口 大紀 様

大山町監査委員 石黒 澄男
大山町監査委員 野口 俊明



令和4年度大山町各財産区会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、令和4年度大山町各財産区会計の歳入歳出決算書及び関係帳簿、証憑書類の審査を行ったので、下記のとおり意見を付する。

記

1. 審査の対象

令和4年度大山町各財産区特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証憑書類

2. 審査の期間

令和5年7月25日 1日間

3. 審査の結果

令和4年度大山町各財産区特別会計歳入歳出決算は、諸帳簿と合致し計数に誤りは認められず、適正に執行されていると認められる。引き続き、財産区財産の適正な維持管理に努められたい。

各財産区の会計状況は次のとおりである。

(1) 歳入

(単位：円・%)

区分	予算現額	調定額	収入済額	収入率
中山財産区	4,739,000	4,737,959	4,737,959	100
上中山財産区	4,735,000	4,674,650	4,674,650	100
下中山財産区	2,951,000	2,892,387	2,892,387	100
逢坂財産区	1,644,000	1,641,323	1,641,323	100

(2) 歳出

(単位：円・%)

区分	予算現額	支出済額	不用額	執行率
中山財産区	4,739,000	732,257	4,006,743	15.5
上中山財産区	4,735,000	643,900	4,091,100	13.6
下中山財産区	2,951,000	643,433	2,307,567	21.8
逢坂財産区	1,644,000	553,199	1,090,801	33.6

(3) 実質収支額

(単位：円)

区分	令和3年度	令和4年度	増減額
中山財産区	4,010,113	4,005,702	△4,411
上中山財産区	2,947,767	4,030,750	1,082,983
下中山財産区	2,251,353	2,248,954	△2,399
逢坂財産区	1,312,954	1,088,124	△224,830

4. 監査意見

本町は旧中山町、旧名和町、旧大山町が平成17年3月に合併して、翌年の平成18年6月には本町各財産区議会が設置され、今日に至るまで財産の適切な管理を行われてきたところである。

令和2年12月に公職選挙法が改正され、財産区議会議員の選挙にかかる供託金制度が導入されたことに伴い、候補者が立候補するハードルが高くなり、なり手不足の状況が散見されるようである。

3町合併して20年が経過しようとしており、旧中山町における4つの財産区を集約化、あるいは簡素な審議会の形態となる財産区管理会への移行を今後の方向性として検討されたい。